

## 1. 第6次栽培漁業基本方針の概要について

種苗放流等の基本的な方向性を定める「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」(以下「栽培漁業基本方針」という。)は、沿岸漁場整備開発法に基づき、5年を一期として農林水産大臣が策定している。第6次栽培漁業基本方針は平成22年12月に策定・公表。

### 第6次栽培漁業基本方針のポイント

- (1) 放流種苗を成長後にすべて漁獲することを前提とする従来の「一代回収型栽培漁業」に加えて、親魚を取り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」を推進。これを漁獲管理及び漁場整備事業と一体的に実施するよう努める。
- (2) 多種・少量・分散放流とならないよう、効果的な放流及び対象種の重点化に努める。
- (3) 都道府県の区域を越えて回遊するマダイ、ヒラメなどの広域種については、関係する都道府県間の連携・共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じ国等も含めた推進体制づくりを図る。
- (4) 関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等による共同種苗生産体制の構築を推進する。

## 平成23年11月 水産庁栽培養殖課

### 広域種の推進体制について（基本方針第1(4)）

- (1) 都道府県の区域を越えて回遊する広域種については、当該広域種が分布する海域において栽培漁業に取り組む関係者が一体となって、種苗放流と放流種苗の育成のための漁獲管理との連携により、資源の回復及び維持に取り組むことが重要である。
- (2) このため、関係する都道府県間の連携及び共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じ、種苗放流に関して知識と経験を有する団体及び国も含めた推進体制づくりを図ることとする。
- (3) また、広域種に係る種苗放流の費用負担について検討し、適切な費用負担調整体制を整備することとする。
- (4) さらに、必要に応じ、広域漁業調整委員会等の意見を求めつつ、漁獲努力量管理と種苗放流の連携に関し関係者間の調整及び合意形成に努めることとする。

## 2. 栽培漁業を巡る状況について

○種苗生産施設の老朽化や、都道府県の財政状況、魚価低迷による漁業者負担能力の低下等により、特に広域種の種苗放流尾数が減少傾向。更に、都道府県の栽培漁業センター等の職員の高齢化が進行。

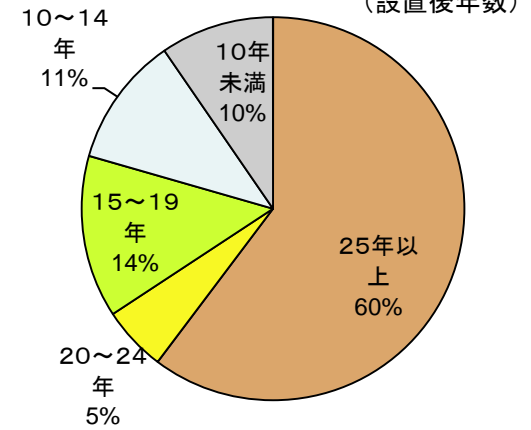
### 1. 全国の主な栽培漁業対象魚種の種苗放流尾数

(単位:万尾・個)

		S58	S63	H5	H10	H15	H20	H21	増減傾向
地先種	アワビ類	1,755	2,031	2,376	2,792	2,681	2,427	2,470	→
	ウニ類	459	1,205	5,959	6,934	6,804	6,770	6,618	→
	ホタテガイ	160,721	302,777	312,167	191,515	304,283	326,668	326,369	→
広域種	マダイ	1,562	1,737	2,060	2,285	1,976	1,400	1,407	↓ ピーク時の40%減
	ヒラメ	328	887	1,947	2,628	2,544	2373	2,191	↓
	クルマエビ	30,059	32,396	30,424	22,513	15,326	8,957	10,727	↓ ピーク時の70%減

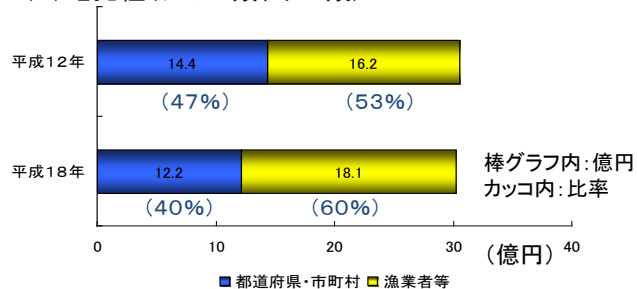
### 4. 都道府県の種苗生産施設の現状

(設置後年数)

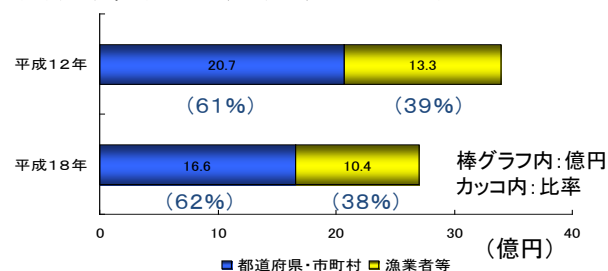


### 2. 地先種及び広域種の種苗放流に係る費用負担の状況

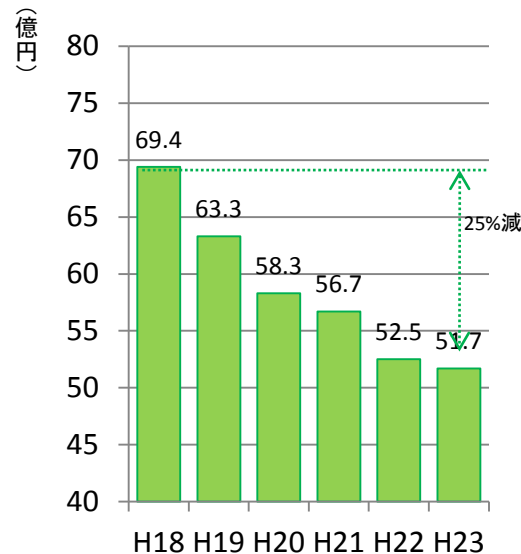
#### (1) 地先種(アワビ類、ウニ類)



#### (2) 広域種(マダイ、ヒラメ、クルマエビ)



### 3. 都道府県の栽培漁業関係予算の推移



### 5. 都道府県栽培漁業センター等の職員数と職員の年齢構成

#### (1) 職員数

年度	常勤職員数
平成12年度	471名
平成21年度	400名

#### (2) 職員の年齢構成(平成21年)

年齢	比率
50歳以上	39%
40～49歳	27%
30～39歳	26%
～29歳	8%

### 3. 海域栽培漁業推進協議会について

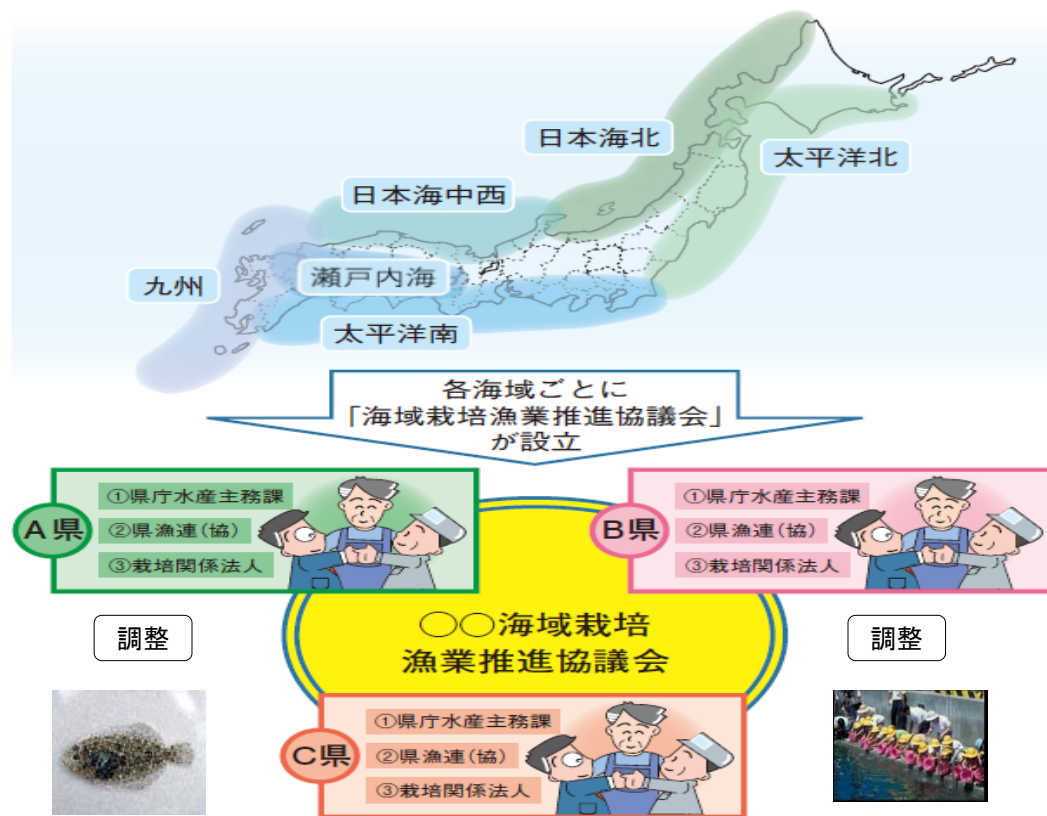
- 平成23年、広域種の栽培漁業の推進、資源造成型栽培漁業の推進、共同種苗生産放流体制の推進等を図るため、全国の6つの海域毎に設置

- 事業内容

- (1) 栽培漁業の推進に係る情報提供・交換
- (2) 広域種について資源造成型の栽培漁業の推進
- (3) 県域を越えて連携・共同した種苗生産・放流体制の構築
- (4) その他〇〇〇海域における栽培漁業の推進に資する諸問題

- 協議会の構成

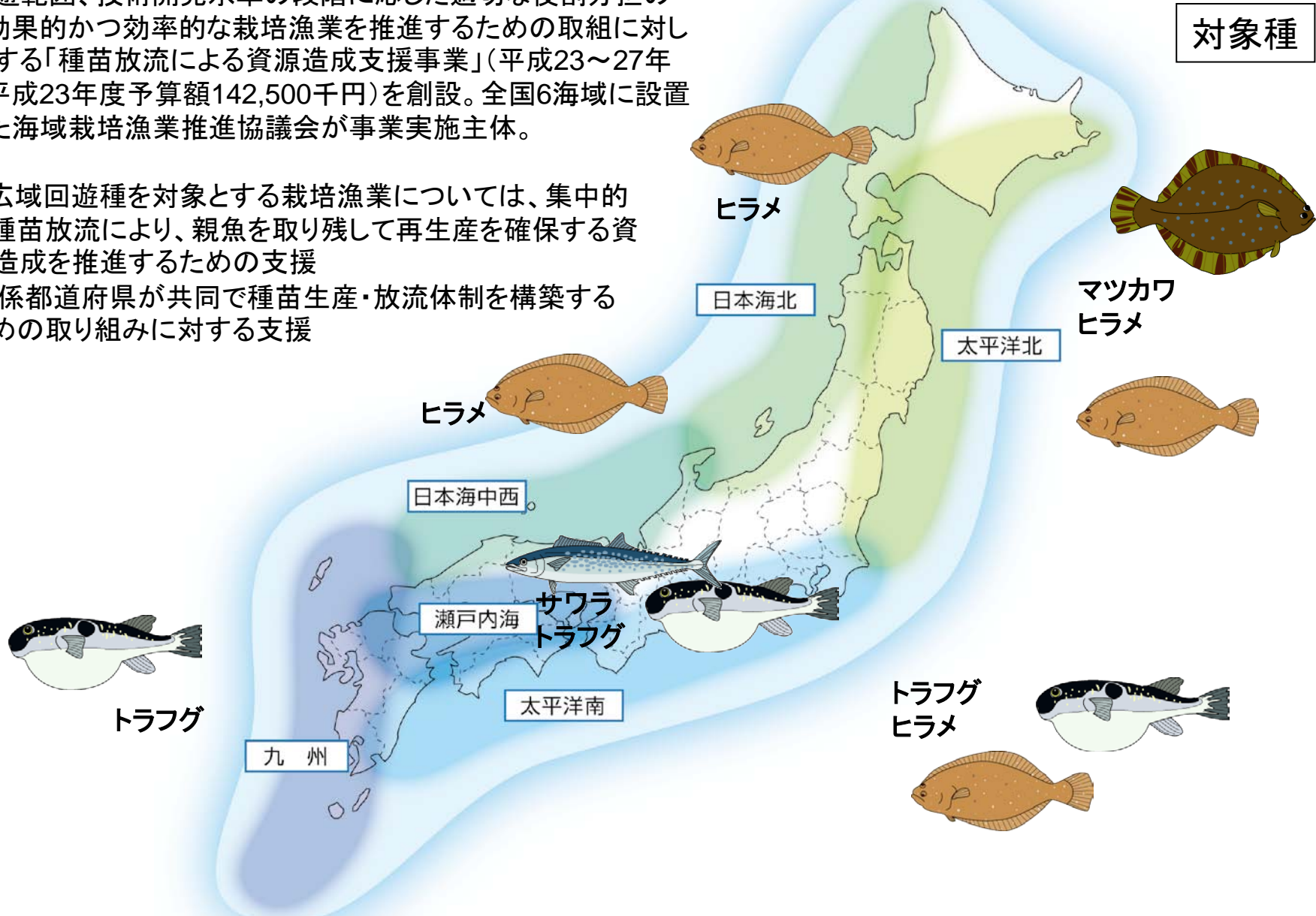
- (1) 栽培漁業を推進する法人
- (2) 漁業関係団体
- (3) 関係県
- (4) (社) 全国豊かな海づくり推進協会



## 4. 種苗放流による資源造成支援事業について

第6次基本方針を踏まえ、栽培漁業に取り組む関係者が対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階に応じた適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な栽培漁業を推進するための取組に対し支援する「種苗放流による資源造成支援事業」(平成23～27年度、平成23年度予算額142,500千円)を創設。全国6海域に設置された海域栽培漁業推進協議会が事業実施主体。

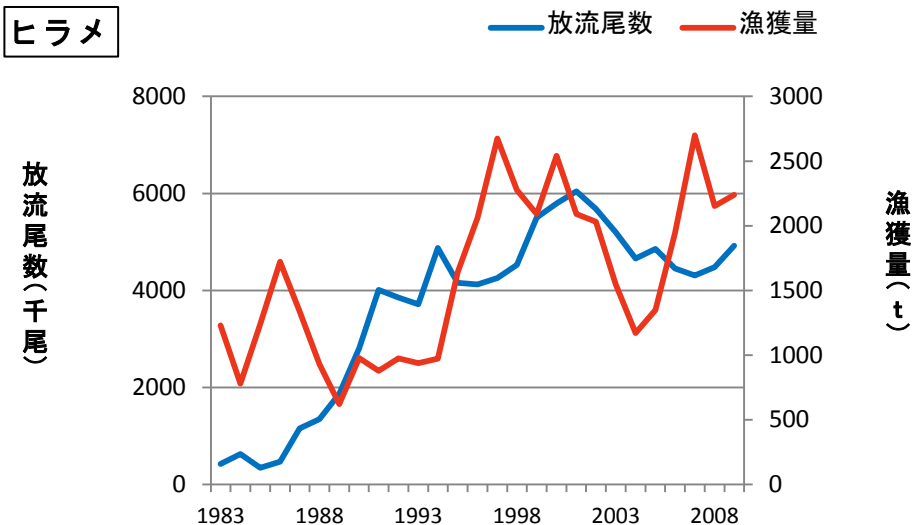
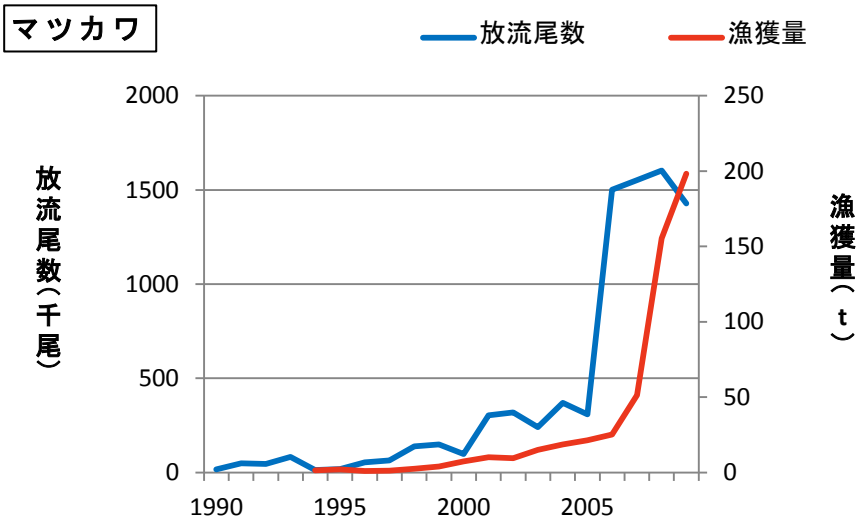
- (1) 広域回遊種を対象とする栽培漁業については、集中的な種苗放流により、親魚を取り残して再生産を確保する資源造成を推進するための支援
- (2) 関係都道府県が共同で種苗生産・放流体制を構築するための取組みに対する支援



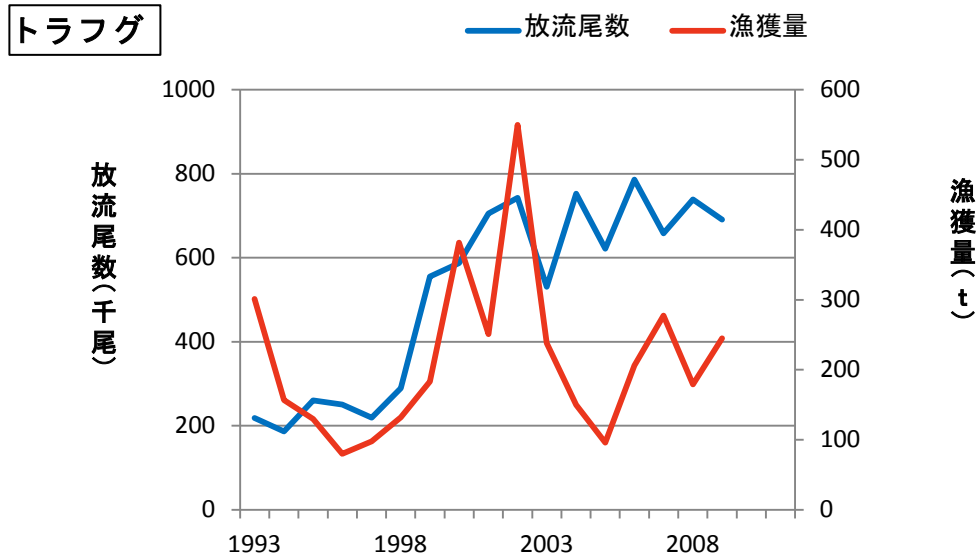
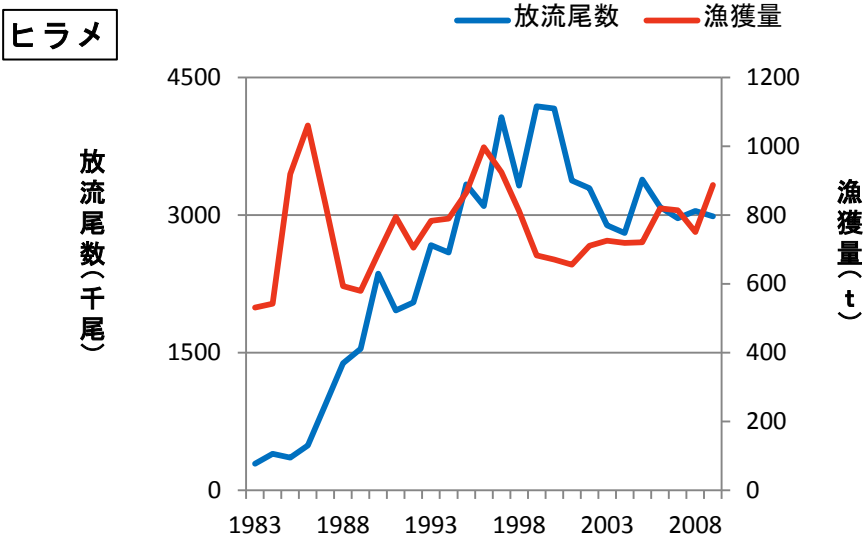
# 5. 太平洋の主要広域種の栽培漁業の動向

マツカワ、ヒラメ、トラフグの放流尾数、漁獲量の推移について

## (太平洋北海区)



## (太平洋南海区)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」、水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」、水産庁・(独)水産総合研究センター・(社)全国豊かな海づくり推進協会「栽培漁業種苗生産、入手・放流実績」、(社)全国豊かな海づくり推進協会「栽培漁業資源回復等対策事業 総括報告書」